

生活排水処理施設整備構想（策定）業務委託標準仕様書

【I】 一般仕様書

第I章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、埼玉県狭山市において、下水道全体計画及び事業計画を定めるにあたり、特記仕様書に示す事項につき都道府県構想の基となる生活排水処理施設整備構想（策定）に必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって埼玉県狭山市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| (イ) 委託業務着手通知書 | (ロ) 業務工程表 | (ハ) 管理技術者等通知書 |
| (ニ) 経歴書 | (ホ) 職務分担表 | (ヘ) 業務完了通知届 |
| (ト) 成果物引渡書 | (チ) 業務委託料請求書等 | |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

なお、主要な設計協議並びに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に埼玉県狭山市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、埼玉県狭山市の検査員の検査をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

埼玉県狭山市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、埼玉県狭山市、受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画にあたり、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な踏査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画

受注者は、埼玉県狭山市の提供した資料、受注者の調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて生活排水処理施設整備構想（策定）を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 生活排水処理施設整備構想（策定）図書

(イ) 生活排水処理施設整備構想（策定）説明書 A 4 判製本 5 部

(ロ) 生活排水処理施設整備構想（策定）図 白焼き 5 部

(2) その他参考図書

(3) 打合せ議事録

(4) 電子成果品一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）

2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）

3. 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
（国土交通省、農林水産省、環境省）

4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）

5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）

6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）

7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）

8. 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）

9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）

10. 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）

11. 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）

12. バイオソリッド利活用基本計画（下水道污泥処理総合計画）策定マニュアル
（日本下水道協会）

13. 高度処理施設設計マニュアル（案）（日本下水道協会）

14. 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）

15. 新都市計画の手続（都市計画協会）

16. 下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル（案）（国土交通省）

17. 狭山市人口ビジョン（狭山市）

18. 埼玉県生活排水処理施設整備構想（埼玉県）

19. 埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画
見直し等マニュアル(令和7年3月)（埼玉県）

【2】 特記仕様書

1. 特記仕様書の範囲

この仕様書は「生活排水処理施設整備構想（策定）業務委託標準仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

（1）汚水処理施設整備構想

行政人口：147,820人 （内汚水処理人口 144,076人、
汚水未処理人口 3,744人）

【令和6年度末現在】

行政面積： 4,899 ha

下水道全体計画面積： 4,209 ha

集落排水事業： あり ・ （ 人）【令和 年度末現在】

汚泥処理計画： あり ・

※区域は別添図のとおり

3. その他特記事項

（1） 狭山市政策調整会議、政策会議及び市議会（建設環境委員会協議会）、都市計画審議会、上下水道事業審議会などに使用する図面資料等の作成を業務内容に含む。

（2） 打ち合わせ協議録は、埼玉県狭山市指定の様式とする。

（3） 報告書は、黒表紙・金文字製本 1部
黒表紙・白文字製本 2部